

電力需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
電力需給約款（低圧） 2026年11月1日改定 Japan 電力株式会社 I. 総 則 1. 適用 から 13. 承諾の限界 まで（略） Ⅲ. 契 約 種 別 お よ び 料 金 14. 契約種別 （1）従量電灯 B：くらしプラン、くらしプラン S またはくらしプラン T （北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内、中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、九州電力送配電株式会社管内） 従量電灯 A：くらしプラン、くらしプラン S またはくらしプラン T （関西電力送配電株式会社管内、中国電力ネットワーク株式会社管内、四国電力送配電株式会社管内） <u>1)</u> 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 ① ～ ②（略） <u>ロ)</u> 供給電気方式、供給電圧および周波数 ① ～ ③（略） ハ）（略）	電力需給約款（低圧） 2025年2月1日改定 Japan 電力株式会社 I. 総 則 1. 適用 から 13. 承諾の限界 まで（略） Ⅲ. 契 約 種 別 お よ び 料 金 14. 契約種別 （1）従量電灯 B：くらしプラン、くらしプラン S またはくらしプラン T （北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内、中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、九州電力送配電株式会社管内） 従量電灯 A：くらしプラン、くらしプラン S またはくらしプラン T （関西電力送配電株式会社管内、中国電力ネットワーク株式会社管内、四国電力送配電株式会社管内） <u>ハ)</u> 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 ① ～ ②（略） <u>二)</u> 供給電気方式、供給電圧および周波数 ① ～ ③（略） ハ）（略）	今回の約款変更に伴う改定日の変更 表記ゆれのため修正

電力需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
(2) ～ (5) (略)	(2) ～ (5) (略)	
15. 電気料金 (1) 従量電灯 料金は、最低月額料金または基本料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額と、別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）により算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>別表第 4 条（電源調達調整費）に定める電源調達調整費（別表第 5 条（燃料費等調整額）により算定された燃料費等調整額、別表第 6 条（グリーン促進費）により算定されたグリーン促進費および別表第 7 条（託送サービス変動相当額）により算定された託送サービス変動相当額の合計をいいます。）および別表第 8 条（容量拠出金反映額）により算定された容量拠出金反映額の合計とします。</u>最低月額料金または基本料金、電力量料金単価は、下表のとおりとします。割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。 なお、下表の各金額並びにお客さまの料金明細における基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>電源調達調整費</u>および<u>容量拠出金反映額</u>の金額については、消費税等相当額を含めた金額を記載いたします。	15. 電気料金 (1) 従量電灯 料金は、最低月額料金または基本料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額と、別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）により算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>別表第 4 条（燃料費等調整額）により算定された燃料費等調整額および別表第 5 条（容量拠出金反映額）により算定された容量拠出金反映額の合計とします。</u>最低月額料金または基本料金、電力量料金単価は、下表のとおりとします。割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。 なお、下表の各金額並びにお客さまの料金明細における基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>燃料費等調整額</u>および<u>容量拠出金反映額</u>の金額については、消費税等相当額を含めた金額を記載いたします。	燃料費等調整額 から 電源調達調整費 に変更 グリーン促進費と託送サービス変動相当額 追記 条項数 変更
(表略)	(表略)	
(2) 低圧電力 料金は、基本料金、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金、別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）により算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>別表第 4 条（電源調達調整費）に定める電源調達調</u>	(2) 低圧電力 料金は、基本料金、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金、別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）により算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>別表第 4 条（燃料費等調整額）により算定された燃</u>	燃料費等調整額 から

電力需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
<u>整費（別表第 5 条（燃料費等調整額）により算定された燃料費等調整額、別表第 6 条（グリーン促進費）により算定されたグリーン促進費および別表第 7 条（託送サービス変動相当額）により算定された託送サービス変動相当額の合計をいいます。）および別表第 8 条（容量拠出金反映額）により算定された容量拠出金反映額の合計とします。</u>基本料金、電力量料金は、下表のとおりとします。割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。まったく電気を使用しない月の基本料金は半額といたします。 お客さまの料金明細における、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>電源調達調整費</u>および容量拠出金反映額の金額については、消費税等相当額を含めた金額を記載いたします。 （表略） Ⅳ. 料 金 の 算 定 及 び 支 払 16. 料金の適用開始の時期 から 18. 使用電力量の計算 まで（略） 19. 料金の算定 （1）（略） （2）（1）イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。 イ）（略） ロ）<u>最低料金、電力量料金、容量拠出金反映額、電源調達調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算をいたしません。</u>	<u>料費等調整額および別表第 5 条（容量拠出金反映額）により算定された容量拠出金反映額の合計とします。</u>基本料金、電力量料金は、下表のとおりとします。割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。まったく電気を使用しない月の基本料金は半額といたします。 お客さまの料金明細における、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>燃料費等調整額</u>および容量拠出金反映額の金額については、消費税等相当額を含めた金額を記載いたします。 （表略） Ⅳ. 料 金 の 算 定 及 び 支 払 16. 料金の適用開始の時期 から 18. 使用電力量の計算 まで（略） 19. 料金の算定 （1）（略） （2）（1）イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。 イ）（略） ロ）<u>電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表第 3 条（日割計算の基本算式）（1）ロにより算定いたします。</u> <u>ハ）再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表第 3 条（日割計算の基本算式）（1）ハにより算定いたします。</u>	電源調達調整費 に変更 グリーン促進費と託送サービス変動相当額 追記 条項数 変更 日割計算の対象修正

電力需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
(3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、<u>お客さまに対して、必要に応じて計量値の通知をいたします。</u> 20. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限（略） 21. 料金その他支払方法 (1) ～ (4)（略） (5) お客さまの料金は、次のときに、当社に対して支払われたものとします。 イ) 口座振替支払い…お客さまの指定する金融機関口座から料金相当額が引き落とされたとき ロ)（略） (6) ～ (8)（略） 22. 遅延損害金 (1)（略） (2) 遅延損害金は、未払いの債務の合計金額に年 14.5 パーセントの割合を乗じて算定した金額とします。<u>但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。</u>なお、金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。 (3) ～ (4)（略） V. 使用及び供給 23. 需要場所への立入りによる業務の実施 から 34. 名義の変更 まで（略）	<u>二) 容量拠出金反映額は、日割計算をいたしません。</u> (3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、<u>(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</u> 20. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限（略） 21. 料金その他支払方法 (1) ～ (4)（略） (5) お客さまの料金は、次のときに、当社に対して支払われたものとします。 イ) 口座振替支払い……お客さまの指定する金融機関口座から料金相当額が引き落とされたとき ロ)（略） (6) ～ (8)（略） 22. 遅延損害金 (1)（略） (2) 遅延損害金は、未払いの債務の合計金額に年 14.5 パーセントの割合を乗じて算定した金額とします。なお、金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。 (3) ～ (4)（略） V. 使用及び供給 23. 需要場所への立入りによる業務の実施 から 34. 名義の変更 まで（略）	条項の変更 重複のため削除 法令による制限等がある場合の取り扱いを明記

電力需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
35. 電力需給契約の解約 (1) （略） (2) 電力需給契約は、37（解約等）および次のいずれかの場合を除き、お客さまが当社に通知された期日に解約いたします。 イ) 当社がお客さまの解約通知を解約期日の翌日以降に受けた場合 ロ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合 (3) （略） 36. 需給開始後の電力需給契約の変更または解約に伴う料金の精算 （略） 37. 解約等 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電力需給契約を解約する場合があります。なお、この場合（<u>ロおよびヌからワ</u>の場合を除きます。）には、解約の 15 日前までに通知いたします。 イ) ～ ワ) （略） (2) （略） 38. 電力需給契約の解約後の債権債務関係 から 46. 保安時に対するお客さまの協力 まで（略） IX. その他 47. 反社会的勢力との取引排除 (1) 当社およびお客さまは、次の各号について表明し、保証するものとしま	35. 電力需給契約の解約 (1) （略） (2) 電力需給契約は、37（解約等）および次のいずれかの場合を除き、お客さまが当社に通知された期日に解約いたします。 イ 当社がお客さまの解約通知を解約期日の翌日以降に受けた場合 ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合 (3) （略） 36. 需給開始後の電力需給契約の変更または解約に伴う料金の精算 （略） 37. 解約等 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電力需給契約を解約する場合があります。なお、この場合（<u>ロの場合を除きます。</u>）には、解約の 15 日前までに通知いたします。 イ) ～ ワ) （略） (2) （略） 38. 電力需給契約の解約後の債権債務関係 から 46. 保安時に対するお客さまの協力 まで（略） IX. その他 47. 反社会的勢力との取引排除 (1) 当社およびお客さまは、次の各号について表明し、保証するものとしま	表記ゆれのため修正 条項の追加

電力需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
す。 イ)（略） ロ) 各<u>当事者</u>等が、電力需給契約の締結交渉開始時から電力需給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。 ハ) ～ ニ)（略） 48. 個人情報等の保護 から 49. 管轄裁判所 まで（略） 附則 1. 本約款の適用 本約款は、2026 年 <u>11</u> 月 1 日から実施いたします。 別表 第 1 条 再生可能エネルギー発電促進賦課金 から 第 3 条 日割計算の基本算式 まで（略） 第 4 条 電源調達調整費 <u>（1）電源調達調整費は、燃料費等調整額、グリーン促進費および託送サービス変動相当額の総称をいい、各契約種別における料金にその加減を適用いたします。</u> <u>（2）電源調達調整費を構成する燃料費等調整額、グリーン促進費および託送サービス変動相当額については、それぞれ次の「第 5 条 燃料費等調整額」、「第 6 条 グリーン促進費」および「第 7 条 託送サービス変動</u>	す。 イ)（略） ロ) 各<u>時者</u>等が、電力需給契約の締結交渉開始時から電力需給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。 ハ) ～ ニ)（略） 48. 個人情報等の保護 から 49. 管轄裁判所 まで（略） 附則 1. 本約款の適用 本約款は、2025 年 <u>2</u> 月 1 日から実施いたします。 別表 第 1 条 再生可能エネルギー発電促進賦課金 から 第 3 条 日割計算の基本算式 まで（略） （新設）	誤字のため修正 適用日 変更 電源調達調整費 新設

電力需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
<u>相当額」の定めのとおりいたします。</u> 第 5 条 燃料費等調整額 (略) 第 6 条 グリーン促進費 <u>(1) グリーン促進費の請求</u> 当社は、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「高度化法」といいます。）に基づき、電気事業者が講ずべき措置として目標値が定められている非化石電源比率の向上について、目標の達成に必要な非化石証書の調達等に係る費用に相当する額として当社が定める金額を、2027 年 7 月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、グリーン促進費としてお客さまにご請求いたします。 <u>(2) グリーン促進費の算定</u> グリーン促進費は、以下の算式により算定される金額とします。なお、グリーン促進費およびグリーン促進費単価の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。 <u>グリーン促進費</u> ＝グリーン促進費単価（下記により算出される単価）×使用電力量 (kWh) <u>グリーン促進費単価</u> ＝（非 F I T 非化石証書の指定金額※1＋非化石市場の売買手数料※2）×中間目標比率※3÷（1－損失率※4）×（1＋消費税	第 4 条 燃料費等調整額 (略) (新設)	条項数 変更 グリーン促進費 新設

電力需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
<u>率)</u> ※1「<u>非 F I T 非化石証書の指定金額</u>」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程第 11 条に基づき設けられる価格制限のうち「<u>非 F I T 再エネ指定非化石証書</u>」または「<u>非 F I T 再エネ指定なし非化石証書</u>」の最高価格のいずれか高い方の価格をいいます。この最高価格が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の最高価格とします。 ※2「<u>非化石市場の売買手数料</u>」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程第 20 条に規定される売買手数料をいいます。この売買手数料が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の売買手数料とします。 ※3「<u>中間目標比率</u>」とは、高度化法により当社が課される非化石電源比率をいい、原則として、毎年 6 月に、その年の 4 月から翌年 3 月までの期間において適用される目標比率が通知されます。中間目標比率が通知された場合には、通知された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の料金の算定期間より、変更後の比率とします。 ※4「<u>損失率</u>」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指します。 <u>(3) グリーン促進費単価の改定</u> 当社は、毎月 1 日時点において、グリーン促進費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N + 1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のグリーン促進費単価により算定するグリーン促進費の適用を開始するものといたします。		

電力需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
第7条 託送サービス変動相当額 <u>（1）託送サービス変動相当額の請求</u> <u>当社は、各供給区域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、電灯時間帯別接続送電サービスおよび動力標準接続送電サービスにおける託送料金（総称して以下「託送料金等」といいます。）が変更される場合（ただし、消費税率の変更による税込後の託送料金等が変更となる場合は除き、この場合の消費税率変更後の託送サービス変動相当額は、消費税率変更前の託送サービス変動相当額（税抜）に変更後の消費税を加味することで算出します。）において、当社が定めるところにより、各算定期間の託送料金等と基準時点の託送料金等の差分に相当する額を、2026 年 11 月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、託送サービス変動相当額としてお客さまに請求又は還元いたします。</u> <u>（2）託送サービス変動相当額の算定</u> <u>託送サービス変動相当額</u> <u>＝託送サービス変動相当額単価（以下により算出される単価）×使用電力量（kWh）</u> <u>託送サービス変動相当額単価</u> <u>＝基本料金変動相当額※1（円/kWh）+ 従量料金変動相当額※2（円/kWh）</u> <u>※1 基本料金変動相当額とは、供給区域ごとの基本料金変動単価を、契約種別によらずみなし供給条件（下記参照）を用いて、下記の算式により1kWhあたりの単価に換算した金額（税込）を指します。</u> <u>基本料金変動相当額（税込）＝基本料金変動単価（円）÷みなし使用電力量（230kWh）</u>	（新設）	託送サービス変動相当額 新設

電力需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
<u>下記以外の供給区域</u> <u>基本料金変動単価（税込）＝ 電灯時間帯別接続送電サービスの基本料金（税込）※3 の差額※4×みなし契約電力（3.6kW）×（1－動力比率※5）＋ 動力標準接続送電サービスの基本料金（税込）※3 の差額※4×みなし契約電力（3.6kW）×動力比率※5</u> <u>関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社の供給区域</u> <u>基本料金変動単価（税込）＝ 電灯時間帯別接続送電サービスの基本料金（税込）※3 の差額※4×（1－動力比率※5）＋ 動力標準接続送電サービスの基本料金（税込）※3 の差額※4×みなし契約電力（3.6kW）×動力比率※5</u> <u>みなし供給条件：1 供給契約につき契約電力 3.6kW、使用電力量 230kWh とします。</u> <u>※2 従量料金変動相当額とは、供給区域ごとに下記に基づき算出します。</u> <u>従量料金変動相当額（税込）＝（電灯時間帯別接続送電サービスの電力量料金（昼間時間帯に適用される 1kWh あたりの税込単価）の差額※4×50％＋ 電灯時間帯別接続送電サービスの電力量料金（夜間時間帯に適用される 1kWh あたりの税込単価）の差額※4×50％）×（1－動力比率※5）＋ 動力標準接続送電サービスの電力量料金（1kWh あたりの税込単価）の差額※4×動力比率※5</u> <u>※3 本項における基本料金とは、契約電力が過去の一定期間の最大需要</u>		

電力需給約款 新旧対照表 ※（略）については変更なし（書式等の修正は省いております。）

新	旧	変更内容
<u>電力等により定められる場合（実量契約）に適用される基本料金であって、契約電力 1 キロワットあたりの金額（関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および四国電力送配電株式会社の供給区域における電灯時間帯別接続送電サービスについては、最初の 6kW までの金額）として定められるものを指します。</u> ※4 <u>差額とは各算定期間に適用される各託送料金から基準時点※6 に適用される各託送料金を差し引いたものを指します。</u> ※5 <u>動力比率とは、資源エネルギー庁が公表している電力需要実績に係る情報に基づき算出された、当社の低圧合計の需要実績に対する電力の需要実績の比率を指します。なお、この動力比率は(1)毎年 3 月 1 日および(2)託送料金等について一般送配電事業者が公表をした日に見直すものとします。動力比率の見直しにおいては、見直し日の終了時において公表されている最新の需要実績により算定するものとし、見直し日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、当該需要実績により算定された動力比率を適用するものとします。</u> ※6 <u>基準時点とは、2026 年 10 月 31 日終了時を指します。</u> <u>(3) 託送サービス変動相当額単価の改定</u> <u>当社は、毎月 1 日時点で託送料金に係る状況を見直し、必要と判断した場合は託送サービス変動相当額単価を改定することができます。改定を行う場合は、改定内容について当社が適当と判断した方法により周知いたします。改定後の単価は、同月の検針日から翌月の検針日の前日までの期間より適用されます。</u> 第 8 条 容量拠出金反映額 (略)	第 8 条 容量拠出金反映額 (略)	条項数 変更